

告 示

埼玉県告示第百九十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和五年二月二十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）フーコット深谷

埼玉県深谷市上柴町東二丁目二十五番地二

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 上柴東小学校、上柴中学校の通学路となっているので、工事の際には各学校に連絡を入れること。

(2) 車両の出入口には人的配置をし、安全確保に十分努めること。

(3) 当該店舗は、深谷市、熊谷市の住宅エリアが付近に存在している。そのため、納品車両等が生活道路に進入することがないように、事前に経路の周知など対策を講じること。

二 縦覧期間

令和五年二月二十一日から令和五年三月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター